

令和 6 年第 2 回姫路市議会
定 例 会 提 出 議 案

議案第 62 号～議案第 91 号
報告第 10 号～報告第 23 号

目 次

ページ

議案第 6 2 号	姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺民間活用事業者選定委員会条例について……………	1
議案第 6 3 号	姫路市市税条例の一部を改正する条例について……………	4
議案第 6 4 号	姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について……………	6
議案第 6 5 号	姫路市市民農園条例の一部を改正する条例について……………	8
議案第 6 6 号	姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について……………	1 0
議案第 6 7 号	姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	1 1
議案第 6 8 号	姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	1 5
議案第 6 9 号	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について……………	2 1
議案第 7 0 号	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	2 4
議案第 7 1 号	姫路市民プラザ条例の一部を改正する条例について……………	2 5
議案第 7 2 号	姫路市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例について……………	2 7
議案第 7 3 号	姫路市勤労市民会館条例を廃止する条例について……………	2 8
議案第 7 4 号	契約の締結について……………	2 9
議案第 7 5 号	契約の締結について……………	3 0
議案第 7 6 号	契約の締結について……………	3 1
議案第 7 7 号	契約の締結について……………	3 2
議案第 7 8 号	契約の締結について……………	3 3
議案第 7 9 号	契約の締結について……………	3 4
議案第 8 0 号	契約の締結について……………	3 5
議案第 8 1 号	契約の締結について……………	3 6
議案第 8 2 号	契約の締結について……………	3 7

議案第	83号	動産の購入について……………	38
議案第	84号	動産の購入について……………	39
議案第	85号	動産の購入について……………	40
議案第	86号	動産の購入について……………	41
議案第	87号	兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について……………	42
議案第	88号	財産区管理委員の選任について……………	43
議案第	89号	議決更正について……………	47
議案第	90号	専決処分の承認について……………	48
議案第	91号	専決処分の承認について……………	60
報告第	10号	令和5年度歳出予算の経費の繰越しについて……………	63
報告第	11号	専決処分の報告について……………	76
報告第	12号	専決処分の報告について……………	78
報告第	13号	専決処分の報告について……………	79
報告第	14号	専決処分の報告について……………	80
報告第	15号	専決処分の報告について……………	81
報告第	16号	専決処分の報告について……………	82
報告第	17号	専決処分の報告について……………	83
報告第	18号	専決処分の報告について……………	84
報告第	19号	専決処分の報告について……………	86
報告第	20号	専決処分の報告について……………	87
報告第	21号	専決処分の報告について……………	88
報告第	22号	専決処分の報告について……………	89
報告第	23号	専決処分の報告について……………	90

議 案 第 6 2 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺民間活用事業者選定委員会条例について

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺民間活用事業者選定委員会条例を次のように制定する。

姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺民間活用事業者選定委員会条例

例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺民間活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、姫路市立グリーンステーション鹿ケ壺の民間活用事業者の選定に関する事項について審議し、及び審査し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 団体経営及び財務管理について専門的な知識を有する者
- (3) 編入前の安富町の区域に存する自治会又は連合自治会の代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、これを非公開とする。

(意見聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、農林水産環境局において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、第2条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

議 案 第 63号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第34条第2項中「によって」を「により」に改め、「納期限」の次に「（市長がやむを得ない理由があると認めるときは、市長が指定する日）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第34条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第53条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第53条第3項中「によって」を「により」に、「者は」を「者は、」に、「においては直ちに、その旨を、」を「には、直ちにその旨を」に改める。

附則第5条から第7条までを次のように改める。

第5条から第7条まで 削除

附則第11条の2中第17項を第19項とし、第16項を第18項とし、同項の前に次の1項を加える。

17 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第11条の2中第15項を第16項とし、第7項から第14項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第26条の6第1項の改正規定及び附則第5条から第7条までの改正規定（附則第5条に係る部分に限る。）並びに次条の規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第 号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の姫路市市税条例第26条の6第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

議 案 第 6 4 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例について

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市地区市民センター条例の一部を改正する条例

姫路市地区市民センター条例（昭和 5 1 年姫路市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条を第 2 7 条とし、第 2 5 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 2 6 条 市長は、第 1 9 条の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、姫路市西市民センター、姫路市飾磨市民センター、姫路市広畑市民センター、姫路市網干市民センター、姫路市東市民センター及び姫路市灘市民センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料及び規則で定める設備等の使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 6 5 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市民農園条例の一部を改正する条例について

姫路市市民農園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市民農園条例の一部を改正する条例

姫路市市民農園条例（平成 5 年姫路市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 6 条第 1 項中「占用施設の使用を」を「別表第 2 区分の欄に掲げる占用施設を使用」に改める。

第 1 0 条中「1 区画当たり年額 3 1, 0 0 0 円（栽培講習を伴う区画又はビニールハウス若しくはログハウスを備えた区画にあつては 1 5 6, 0 0 0 円）以内において規則で定める額の使用料」を「別表第 2 区分の欄に掲げる占用施設 1 区画につき、同表に定める使用料（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）」に改める。

第 2 5 条を第 2 6 条とし、第 2 4 条の次に次の 1 条を加える。

（利用料金）

第 2 5 条 市長は、第 1 8 条の規定により、指定管理者に市民農園の管理を行わせる場合においては、姫路市仁色ふるさと農園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表第 2 に定める使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第 1 項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減

額し、又は免除することができる。

- 5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条、第10条関係）

区分	使用料（1年につき）
	円
姫路市仁色ふるさと農園 普通農園	21,000
姫路市南恒屋ふれあい農園 普通農園A	21,000
姫路市南恒屋ふれあい農園 普通農園B	31,000
姫路市南恒屋ふれあい農園 プランター農園	1,500
姫路市南恒屋ふれあい農園 ログハウス付き農園	152,770
姫路市林田チャレンジ農園 普通農園	21,000
姫路市林田チャレンジ農園 栽培講習付き普通農園 （露地区画）	84,000
姫路市林田チャレンジ農園 栽培講習付き普通農園 （ハウス区画）	105,000
姫路市林田チャレンジ農園 栽培講習付き普通農園 （露地及びハウス区画）	156,000

備考

- 1 使用許可の期間が1年に満たないとき、又は1年未満の端数があるときは、月割によって計算する。この場合において、使用許可の期間が1月に満たないとき、又は1年未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 前項における使用料の算定において、算出した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 6 6 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

姫路市福祉医療費助成条例（昭和48年姫路市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 6 7 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市国民健康保険条例の一部を改正する条例

姫路市国民健康保険条例（昭和 3 4 年姫路市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に

係るものに限る。）」を削る。

第17条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に、「、被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改め、同条後段を削る。

第17条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の3の見出し並びに同条第1項各号列記以外の部分及び第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第17条の4から第17条の6までを次のように改める。

第17条の4から第17条の6まで 削除

第17条の6の2を削る。

第17条の7中「又は第17条の4」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第17条の基礎賦課額と第17条の4の基礎賦課額との合算額をいう。第18条の3及び第21条において同じ。）」を削る。

第17条の7の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条の7の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に、「、被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改め、同条後段を削る。

第17条の7の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第17条の7の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」を

「後期高齢者支援金等賦課総額」に、「を一般被保険者」を「を被保険者」に改め、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者が」を「被保険者が」に改める。

第17条の7の6から第17条の7の9までを次のように改める。

第17条の7の6から第17条の7の9まで 削除

第17条の7の10中「又は第17条の7の6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第17条の7の3の後期高齢者支援金等賦課額と第17条の7の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条の3第2項において準用する同条第1項及び第21条において同じ。）」を削る。

第17条の8第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第17条の9中「、被保険者均等割額及び」を「及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した」に改める。

第18条の3第1項中「又は第17条の4」を削り、同条第2項中「又は第17条の4」及び「又は第17条の7の6」を削り、同条第3項中「又は第17条の4」を削る。

第18条の5第1項中「又は第17条の6」を削り、同条第2項中「又は第17条の6」及び「又は第17条の7の8」を削り、同条第3項第1号中「又は第17条の6」を削り、同条第4項中「又は第17条の6」及び「又は第17条の7の8」を削る。

第18条の6第1項中「又は第17条の4」を削り、同条第2項中「又は第17条の4」及び「又は第17条の7の6」を削り、同条第3項及び第4項中「又は第17条の4」を削り、同条第5項中「又は第17条の4」及び「又は第17条の7の6」を削り、同条第6項中「又は第17条の4」を削る。

第21条第1項及び第2項中「、第17条の4、」を「若しくは」に改め、「若しくは第17条の7の6」及び「若しくは第17条の6」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 68号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例について

姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例
(姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める
条例の一部改正)

第1条 姫路市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第278条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第278条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条

例の一部改正)

第2条 姫路市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第52条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第268条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第268条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第207条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第207条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する

る基準を定める条例の一部改正)

第4条 姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第94条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第86条第6項中「入所させる」を「入居させる」に改める。

第94条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 姫路市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

(姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 姫路市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

(姫路市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 姫路市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年姫路市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第41条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第41条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

(姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 姫路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条

例（平成２６年姫路市条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第３４条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（姫路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部改正）

第９条 姫路市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成２６年姫路市条例第６０号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項第２号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第３６条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第３６条第１項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１０条 姫路市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成３０年姫路市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（姫路市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第11条 姫路市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年姫路市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 69号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例について

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例を次のように制定する。

姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の
一部を改正する条例

(姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年
姫路市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正)

第2条 姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する
基準を定める条例（平成26年姫路市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項第3号の表(1)の項中「30人」を「25人」に改め、同表(2)の項
中「20人」を「15人」に改める。

(姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2
6年姫路市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人
」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成30年姫路市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。この場合において、保育所は、前段の規定による読替え前の同項に定める基準を満たす数の保育士を置くよう努めなければならない。

3 第2条の規定による改正後の姫路市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第18条第3項第3号の表(1)の項及び(2)の項の規定の適用については、当分の間、同表(1)の項中「25人」とあるのは「30人」と、同表(2)の項中「15人」とあるのは「20人」とする。この場合において、幼保連携型認定こども園は、前段の規定による読替え前の同表(1)の項及び(2)の項に定める基準を満たす数の園児の教育及び保育に直接従事する職員を置くよう努めなければならない。

4 第3条の規定による改正後の姫路市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基

準を定める条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。この場合において、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所は、前段の規定による読替え前の同条例第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号に定める基準を満たす数の保育士又は保育従事者を置くよう努めなければならない。

- 5 第4条の規定による改正後の姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「15人」とあるのは「20人」と、「25人」とあるのは「30人」とする。この場合において、認定こども園は、前段の規定による読替え前の同項に定める基準を満たす数の教育及び保育に従事する者を置くよう努めなければならない。

議 案 第 70号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年姫路市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 7 1 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市民プラザ条例の一部を改正する条例について

姫路市民プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市民プラザ条例の一部を改正する条例

姫路市民プラザ条例（平成13年姫路市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条中「、第9条」を削る。

第20条第2号中「使用料」を「第23条第1項に規定する利用料金」に改める。

第23条を第24条とし、第22条の次に次の1条を加える。

（利用料金）

第23条 市長は、第16条の規定により、指定管理者に市民プラザの管理を行わせる場合においては、市民プラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める使用料並びに規則で定める附帯施設及び備品の使用料の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は、使用料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 72号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例を廃止する条例について

姫路市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を
廃止する条例を次のように制定する。

姫路市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例を廃止する条例

姫路市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（
平成24年姫路市条例第57号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 73号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市勤労市民会館条例を廃止する条例について

姫路市勤労市民会館条例を廃止する条例を次のように制定する。

姫路市勤労市民会館条例を廃止する条例

姫路市勤労市民会館条例（昭和55年姫路市条例第40号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の姫路市勤労市民会館条例第21条第1項の規定により指定された指定管理者（以下「施行日前の指定管理者」という。）に係る同条例第23条に規定する事業報告書を提出しなければならない義務並びに施行日前の指定管理者の役員及び職員であった者に係る同条例第24条に規定する秘密を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

議 案 第 74 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

市川美化センター燃焼ガス冷却設備等整備工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	市川美化センター燃焼ガス冷却設備等整備工事
工 事 場 所	姫路市東郷町 1 4 5 1 番地 3
工 期	令和 8 年 3 月 1 7 日限り
契 約 金 額	9 1 3, 0 0 0, 0 0 0 円
契 約 の 方 法	随意契約
契約の相手方	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 4 番 2 号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 代表取締役 野口 能弘 代理人 大阪府大阪市西区土佐堀一丁目 3 番 2 0 号 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社関西支店 支店長 小島 克友

議 案 第 75号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立大塩こども園大規模改修（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立大塩こども園大規模改修（建築）工事
工 事 場 所	姫路市大塩町2077番地5
工 期	令和7年3月5日限り
契 約 金 額	231,990,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市夢前町前之庄1390番地 株式会社正光 代表取締役 丸尾 将満

議 案 第 76号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立峰相小学校昇降機棟増築等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立峰相小学校昇降機棟増築等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市打越582番地1
工 期	令和7年3月14日限り
契 約 金 額	159,390,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市北今宿一丁目5番3号 株式会社坪田工務店 代表取締役 坪田 充治

議 案 第 77号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立坊勢小学校校舎長寿命化改修等工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立坊勢小学校校舎長寿命化改修等工事
工 事 場 所	姫路市家島町坊勢415番地1
工 期	令和8年3月6日限り
契 約 金 額	759,000,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市下寺町101番地 平錦建設株式会社 代表取締役 勝間 功雄

議 案 第 78号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立安室小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立安室小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市田寺六丁目11番12号
工 期	令和7年3月17日限り
契 約 金 額	239,140,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市北今宿一丁目5番3号 株式会社坪田工務店 代表取締役 坪田 充治

議 案 第 79号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立別所小学校屋内運動場改築等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立別所小学校屋内運動場改築等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市別所町別所673番地
工 期	令和8年3月17日限り
契 約 金 額	839,960,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市辻井一丁目1番23号 株式会社赤鹿建設 代表取締役 赤鹿 竜夫

議 案 第 80号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立高岡小学校給食室改築（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立高岡小学校給食室改築（建築）工事
工 事 場 所	姫路市西今宿四丁目8番1号
工 期	令和7年3月14日限り
契 約 金 額	229,900,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市西延末269番地の6 立建設株式会社 代表取締役 井上 浩二

議 案 第 81 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立琴陵中学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立琴陵中学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事
工 事 場 所	姫路市山畑新田525番地
工 期	令和7年3月17日限り
契 約 金 額	268,950,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市飾磨区英賀宮町一丁目17番地 株式会社宮本組 代表取締役 宮本 活秀

議 案 第 82号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

姫路市立東中学校屋内運動場長寿命化改修（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

記

工 事 名	姫路市立東中学校屋内運動場長寿命化改修（建築）工事
工 事 場 所	姫路市別所町別所五丁目30番地2
工 期	令和7年3月17日限り
契 約 金 額	225,500,000円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市北今宿一丁目5番3号 株式会社坪田工務店 代表取締役 坪田 充治

議 案 第 83号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	普通消防ポンプ自動車（CD－1型）（6台）
購 入 金 額	110,880,000円
納 入 期 限	令和8年3月31日
購 入 先	姫路市白国二丁目13番1号 株式会社藤井ポンプ製作所 代表取締役 横田 浩之

議 案 第 84 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	屈折はしご付消防自動車（25m）
購 入 金 額	183,040,000円
納 入 期 限	令和8年3月13日
購 入 先	姫路市白国二丁目13番1号 株式会社藤井ポンプ製作所 代表取締役 横田 浩之

議 案 第 85号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型）
購 入 金 額	90,970,000円
納 入 期 限	令和8年3月13日
購 入 先	姫路市白国二丁目13番1号 株式会社藤井ポンプ製作所 代表取締役 横田 浩之

議 案 第 86号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第4条の規定により提出する。

記

購 入 物 件	高規格救急車（3台）
購 入 金 額	99,594,000円
納 入 期 限	令和7年3月28日
購 入 先	神戸市中央区磯辺通四丁目2番12号 兵庫トヨタ自動車株式会社 代表取締役 瀧川 高章 代理人 神戸市須磨区大池町3丁目1番1号 兵庫トヨタ自動車株式会社特販営業所 特販営業所長 白根 浩司

議 案 第 87号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を下記のとおり変更することについて協議したい。

地方自治法第291条の11の規定により提出する。

記

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年兵庫県指令市振第2297号）の一部を次のように変更する。

第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議 案 第 88号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

財産区管理委員の選任について

姫路市置塩財産区管理委員として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

姫路市財産区管理会条例（昭和38年姫路市条例第32号）第3条の規定により提出する。

記

名 倉	高 夫
上 岡	敏 郎
宮 本	泰 樹
市 村	耕 一
谷 口	輝 雄
松 浦	伸 之
宇 鷹	正 人

議 案 第 89号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和5年6月26日議決を得た議案第69号姫路市立広畑第二小学校校舎長寿命化改修等（建築）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「951,940,000円」を「959,949,321円」に更正する。

議 案 第 90号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の承認について

姫路市市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、承認を得たい。

地方自治法第179条第3項の規定により提出する。

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により緊急を要するため、次のことについて専決処分する。

記

姫路市市税条例の一部を改正する条例について

姫路市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市税条例の一部を改正する条例

姫路市市税条例（昭和25年姫路市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第8条の4の次に次の3条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第8条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第26条、第26条の4第1項、第26条の5から第26条の8まで、附則第8条の3の2第1項、前条、附則第10条の2及び附則第33条の2第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第26条の6第2項、第30条の9の5第1項及び前条の規定の適用については、第26条の6第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第30条の9の5第1項中「課した」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは

「、附則第 8 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第 8 条の 6 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 30 条の 9 の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（前条第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 30 条の 9 の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。）の合算額（以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第 3 項第 1 号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 2 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、第 30 条第 1 項に規定する第 1 期の納期（以下この項において「第 1 期納期」という。）及び同項に規定する第 2 期の納期（以下この項において「第 2 期納期」という。）に普通徴収の方法によって徴

収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第30条の9の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期

納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

- ２ 前項の規定の適用がある場合における第３０条の９の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第８条の

6 第 1 項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第 1 項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第 30 条の 9 の 5 第 1 項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。

）を 3 で除して得た金額（当該金額に 100 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に 2 を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10 月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間においてはその者の 10 月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額以上であり、かつ、その者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から 11 月 30 日までの間における税額はないものとし、同年 12 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの間においてはその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 10 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には

、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の第３０条の９の５第２項の規定により読み替えられた第３０条の９の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

４ 前項の規定の適用がある場合における第３０条の９の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第８条の６第３項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

５ 令和６年度分の個人の市民税につき第３０条の９の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第８条の７ 令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の１２第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第２６条、第２６条の４第１項、第２６条の５から第２６条の８まで、附則第８条の３の２第１項、附則第８条の４、附則第１０条の２及び附則第３３条の２第２項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第９条第２項中「前条」を「附則第８条の４」に改め、同条第３項中「第２６条の８第１項」の次に「、附則第８条の５第１項及び前条」を加え、「同項中」を「第２６条の８第１項中」に、「、「前３条」を「「前３条」に改め、「附則第９条第２項」」の次に「と、附則第８条の５第１項中「、附則第１０条の２」とあるのは「附則第９条第２項、附則第１０条の２」と、前条中「、附則第１０条の２」とあるのは「次条第２項、附則第１０条の２」」を加える。

附則第１１条の２第７項中「附則第１５条第２５項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２５項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２５項第２号ハ

」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第14項を削り、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第17項を第16項とし、第18項を第17項とする。

附則第11条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

附則第12条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令

和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」を「令和 7 年度分又は令和 8 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」を「令和 7 年度適用土地又は令和 7 年度類似適用土地」に、「令和 5 年度分」を「令和 8 年度分」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地調整固定資産税額」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額」に改め、同条第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改める。

附則第 14 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 16 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 18 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附

則第 19 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 19 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 19 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 2 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 20 条の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 8 条の 5 及び附則第 8 条の 7 の規定の適用については、附則第 8 条の 5 第 1 項及び附則第 8 条の 7 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 20 条の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 21 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあっては、100

分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改める。

附則第２２条の見出し中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第２３条中「第３５項まで、第３８項、第３９項、第４３項若しくは第４６項」を「第３４項まで、第３７項、第３８項、第４２項若しくは第４５項」に改める。

附則第２９条第１項中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第３１条第３項に次の１号を加える。

- (5) 附則第８条の５及び附則第８条の７の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の７中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第３１条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の姫路市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

２ 令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。次項及び第４項並びに次条第２項及び第３項において「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー

一発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の姫路市市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議 案 第 9 1 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の承認について

動産の購入について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、承認を得たい。

地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により提出する。

別紙

専 決 第 18号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により緊急を要するため、次のことについて専決処分する。

記

動産の購入について

下記の動産を購入したい。

記

購 入 物 件	小学校教師用指導書（通常学級用）
購 入 金 額	104,443,790円
納 入 期 限	令和6年4月24日
購 入 先	神戸市西区王塚台一丁目55番1号 兵庫県教科書株式会社 代表取締役 乗船 高義

報 告 第 10号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

令和5年度歳出予算の経費の繰越しについて

令和5年度歳出予算の経費を別紙のとおり翌年度へ繰り越して使用するので、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和5年度姫路市繰越明許費

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
15 総務費	10 総務管理費	一般管理費 報酬給与費	598,000,000	598,000,000
	25 戸籍住民登録費	窓口機器運用費	39,583,000	39,582,400
20 民生費	10 社会福祉費	価格高騰生活支援給付金給付事業費 給付事務費	108,800,000	60,200,000
		価格高騰生活支援給付金給付事業費 給付金	1,516,000,000	203,000,000
	15 障害者福祉費	福祉施設等物価高騰特別対策給付金事業費	69,750,000	69,750,000
	20 児童福祉費	子育て応援臨時給付金給付事業費	18,132,000	6,577,000
		保育所費 整備事業費	19,000,000	15,279,000
	25 老人福祉費	老人福祉施設等感染拡大防止支援事業費	60,000,000	60,000,000
		福祉施設等物価高騰特別対策給付金事業費	181,600,000	178,960,000
		老人福祉センター施設整備費	79,590,000	79,590,000
25 衛生費	10 保健費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	32,878,000	32,878,000
35 農林水産業費	10 農水産費	強い水産業づくり推進事業費	12,930,000	12,930,000
		漁港施設防災対策事業費	115,862,000	115,861,250
		海岸保全施設整備事業費	58,300,000	58,300,000
	15 農林整備費	農村地域防災減災事業費	14,000,000	14,000,000
		市単独土地改良助成事業費	28,820,000	8,100,000
40 商工費	10 商工費	中小企業活力創造事業費	4,000,000	4,000,000
		プレミアム付き商品券事業費	810,000,000	810,000,000
		トラック運送事業者燃料価格高騰対策 事業費	47,000,000	47,000,000

繰越計算書

(単位 円)

既収入特定財源	左の財源内訳			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
				598,000,000
	37,045,000			2,537,400
	60,200,000			
	203,000,000			
				69,750,000
				6,577,000
		13,700,000		1,579,000
	60,000,000			
				178,960,000
		78,600,000		990,000
	32,878,000			
	12,108,000			822,000
	84,689,000	19,000,000		12,172,250
	29,370,000	21,600,000		7,330,000
	9,940,000	3,600,000		460,000
				8,100,000
				4,000,000
				810,000,000
				47,000,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
	15 観 光 費	姫路城周辺イベント開催経費	12,800,000	12,732,957
	25 姫 路 城 費	姫路城管理費 整備事業費	85,000,000	85,000,000
45 土 木 費	15 道路橋りょう費	道路補修事業費 一般補修事業費	125,260,000	75,160,000
		国庫補助事業費 地方道整備事業費	20,595,000	20,308,429
		国庫補助事業費 交差点改良事業費	1,000,000	1,000,000
		市単独事業費 幹線道路新設改良事業費	283,323,000	221,822,508
		市単独事業費 一般路線新設改良事業費	285,388,000	196,465,374
		市単独事業費 交差点改良事業費	56,599,000	2,872,208
		道路舗装事業費 舗装改良事業費	62,107,000	52,000,000
		交通安全施設整備事業費 国庫補助交通安全施設新設改良事業費	7,783,000	6,951,000
		交通安全施設整備事業費 市単独交通安全施設新設改良事業費	37,256,000	37,255,373
		交通安全施設整備事業費 国庫補助自転車道整備事業費	16,241,000	8,632,728
		交通安全施設整備事業費 国庫補助子どもの移動経路安全対策事業費	14,149,000	10,964,000
		交通安全施設整備事業費 子どもの移動経路安全対策事業費	5,780,000	4,779,396
		都市交通システム整備事業費	740,724,000	693,634,513
		橋りょう補修事業費	198,600,000	198,600,000
	20 河 川 港 湾 費	都市基盤河川改修事業費	36,000,000	34,732,125
		都市排水対策事業費	353,422,000	278,029,555
		排水路整備事業費	21,557,000	14,761,943
	30 都 市 計 画 費	宅地造成及び特定盛土等規制法施行事務費	9,075,000	9,075,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
				12,732,957
	45,000,000	40,000,000		
				75,160,000
	10,154,214	9,100,000		1,054,215
	550,000	400,000		50,000
		114,400,000	83,572,821	23,849,687
		116,300,000	66,002,692	14,162,682
		1,600,000		1,272,208
				52,000,000
	3,823,000	2,800,000		328,000
		26,000,000		11,255,373
	4,748,000	3,400,000		484,728
	4,721,200	3,400,000		2,842,800
				4,779,396
	298,000,000	227,100,000		168,534,513
	85,701,000	64,900,000		47,999,000
	11,530,000	8,300,000		14,902,125
		145,300,000		132,729,555
		11,700,000	1,757,000	1,304,943
	2,750,000			6,325,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		街路事業費 地方街路整備事業費	619,139,000	529,912,019
		街路事業費 市単独事業費	63,522,000	46,562,360
	32 姫路駅周辺 整備費	姫路駅周辺土地区画整理事業費 整備事業費	77,752,000	57,600,000
		姫路駅南西地区土地区画整理事業費 整備事業費	20,000,000	18,700,000
		姫路駅周辺整備関連事業費	3,000,000	3,000,000
	35 公園費	緑の相談所費 整備事業費	2,849,000	2,849,000
		国庫補助事業費 公園整備事業費	30,611,000	30,610,310
		国庫補助事業費 手柄山中央公園整備事業費	3,823,450,000	3,795,972,000
		市単独事業費 公園整備事業費	9,862,000	6,429,800
	38 姫路城跡費	城跡整備費 整備事業費	13,200,000	13,200,000
	40 土地区画整理費	阿保土地区画整理事業費 整備事業費	573,014,000	466,196,746
		J R 網干駅前土地区画整理事業費 整備事業費	95,150,000	60,319,499
		組合区画整理事業費 英賀保駅周辺地区事業補助金	13,800,000	6,600,000
	45 住宅費	空き家対策事業費	8,918,000	7,998,000
		公営住宅建設事業費 市川住宅第3期建替整備事業費	769,578,000	416,777,758
		公営住宅建設事業費 庄田住宅第1期建替整備事業費	205,709,000	205,709,000
		公営住宅建設事業費 単年度事業費	14,000,000	14,000,000
50 消防費	10 消防費	常備消防費 報酬給与費	127,500,000	127,500,000
55 教育費	10 教育総務費	事務局費 報酬給与費	315,000,000	315,000,000
		学校給食運営経費	95,382,000	95,382,000

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	273,723,000	230,200,000		25,989,019
		41,100,000		5,462,360
	13,726,000	39,400,000		4,474,000
		16,300,000		2,400,000
	500,000	2,200,000		300,000
		2,100,000		749,000
	10,202,770	18,300,000		2,107,540
	3,795,972,000			
		4,800,000		1,629,800
				13,200,000
	54,346,000	370,500,000		41,350,746
	6,610,000	14,700,000		39,009,499
	2,200,000	3,900,000		500,000
	3,999,000			3,999,000
	196,149,000	208,000,000		12,628,758
	90,296,000	107,100,000		8,313,000
				14,000,000
				127,500,000
				315,000,000
	95,382,000			

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
		北部学校給食センター運営経費	23,475,000	23,475,000
		南部学校給食センター運営経費	27,393,000	27,393,000
		夢前学校給食センター運営経費	5,470,000	5,470,000
		家島学校給食センター運営経費	880,000	880,000
	15 小 学 校 費	小学校費		
		校舎整備事業費	1,021,169,000	1,021,169,000
		小学校費		
		屋内運動場整備事業費	428,710,000	428,710,000
		小学校費		
		造成整備事業費	217,509,000	217,509,000
		小学校費		
		給食室整備事業費	392,990,000	392,990,000
	20 中 学 校 費	中学校費		
		校舎整備事業費	285,300,000	285,300,000
		中学校費		
		屋内運動場整備事業費	745,154,000	745,154,000
		中学校費		
		造成整備事業費	69,899,000	69,899,000
	50 ス ポ ー ツ 振 興 費	社会体育施設建設費		
		施設整備費	200,000,000	200,000,000
計			16,486,289,000	14,017,052,251

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
	23,475,000			
	27,393,000			
	5,470,000			
	880,000			
	228,978,000	441,200,000		350,991,000
	56,571,000	152,300,000		219,839,000
	66,741,000	133,100,000		17,668,000
	43,177,000	70,800,000		279,013,000
	75,525,000	150,800,000		58,975,000
	109,319,000	240,300,000		395,535,000
	20,000,000	40,000,000		9,899,000
	100,000,000	100,000,000		
	6,296,842,184	3,298,300,000	151,332,513	4,270,577,554

(卸売市場事業特別会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
10 商工費	10 商工業振興費	市場施設整備事業費	96,804,000	96,804,000
計			96,804,000	96,804,000

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳				
既収入特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
	国・県支出金	地方債	その他	
		96,800,000	4,000	
		96,800,000	4,000	

令和５年度姫路市水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 資本的支出	1 建設改良費	新設拡張 事業費	695,985,000	393,952,866	127,274,000
		水道改良 事業費	6,307,561,000	4,052,845,947	2,051,807,000
計			7,003,546,000	4,446,798,813	2,179,081,000

令和５年度姫路市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道 整備事業費	8,960,356,000	2,542,418,834	4,550,601,000
2 コミュニティ・プラント事業 資本的支出	1 建設改良費	コミュニティ・プラント 整備事業費	63,034,000	41,387,156	15,537,000
計			9,023,390,000	2,583,805,990	4,566,138,000

予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	留保資金等			
		127,274,000	174,758,134		関係機関との協議に日時を要したため
	500,000,000	1,551,807,000	202,908,053		関係機関との協議に日時を要したため
	500,000,000	1,679,081,000	377,666,187		

予算繰越計算書

(単位 円)

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫支出金	企 業 債	留保資金等			
1,961,607,000	2,443,400,000	145,594,000	1,867,336,166		関係機関との協議に日時を要したため
	11,600,000	3,937,000	6,109,844		関係機関との協議に日時を要したため
1,961,607,000	2,455,000,000	149,531,000	1,873,446,010		

報 告 第 11 号

令和 6 年 6 月 5 日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

記

専 決 第 5 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目 1 番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告 別表 1 及び別表 2 に記載のとおり

3 事件の概要

別表 1 記載の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納している。このため、令和 5 年 12 月 31 日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起するものである。

別表 2 記載の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかか

わらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納したまま連絡がとれなくなっている。このため、明渡しを求める訴えを提起し、訴状の送達をもって契約を解除するものである。

4 請求の要旨

別表 1 及び別表 2 記載の者について、本件市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び市営住宅の明渡し済みに至るまでの期間について、近傍同種の住宅の家賃の 2 倍に相当する額の損害金の支払を求める請求

別表 1

被告の住所及び氏名	住 宅 名	備 考
[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]

別表 2

被告の住所及び氏名	住 宅 名	備 考
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]	

報 告 第 12号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 6 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損害賠償額	650,000円
事件の概要	平成31年2月2日22時頃、相手方が自転車で姫路市飾磨区阿成渡場856番8地先の市道高浜32号線を走行中、同市道内の水路の床版とコンクリート蓋の隙間に前輪が落ち込み転倒し、負傷した もの

令和 6 年 6 月 5 日

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告する。

記

專 決 第 7 号

專 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
相 手 方	● ●
損害賠償額	314,490円
事件の概要	令和5年11月29日16時頃、姫路市飾磨区英賀甲1922番地の中部衛生センターにおいて、自動シャッターが誤作動し、相手方し尿収集車に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 14号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 8 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	救急活動中の傷病者負傷事故
損害賠償額	49,900円
事件の概要	令和5年12月21日15時10分頃、姫路市書写1019番地369の姫路書写住宅駐車場において、本市職員が相手方を救急車内に収容していたところ、相手方の頭部を救急車に接触させ、負傷させたもの

報 告 第 15号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 9 号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	28,329円
事件の概要	令和5年12月15日16時20分頃、姫路市夢前町宮置638番地先の県道宍粟香寺線と市道置塩87号線との交差点において、本市軽貨物自動車相手方運転の自転車に接触し、相手方を負傷させたもの

報 告 第 16号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 10号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	交通事故
損害賠償額	150,000円
事件の概要	令和5年12月13日11時30分頃、姫路市南駅前町31番4地先の市道城陽83号線において、本市軽貨物自動車と相手方普通乗用自動車とが接触し、当該車両が損傷したもの

報 告 第 17号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 11号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	公園事故
損害賠償額	154,000円
事件の概要	令和5年9月10日15時50分頃、姫路市本町122番地のシロトピア記念公園において、本市が相手方に使用を許可した野外ステージの設備の不良により相手方の催事が中断し、相手方に損害を与えたもの

報 告 第 18号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 12号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告

- 3 住宅名

- 4 事件の概要

上記の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納したまま連絡がとれなくなっている。このため、明渡しを求める訴えを提起し、訴状の送達をもって契約を解除するものであ

る。

5 請求の要旨

上記の者について、本件市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び市営住宅の明渡し済みに至るまでの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害金の支払を求める請求

報 告 第 19号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 13号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	学校事故
損害賠償額	1, 000, 000円
事件の概要	令和5年4月7日9時50分頃、姫路市市之郷町二丁目34番地の姫路市立東小学校において、同校敷地内の木製スロープを歩行中の相手方が転倒し、負傷したもの

報 告 第 20号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 14号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	道路事故
損害賠償額	2, 900円
事件の概要	令和6年2月26日9時頃、相手方が姫路市余部区下余部619番2地先の市道余部10号線を歩行中、同市道上のガードレールから飛び出た金属片に接触し、相手方の衣服に損害を与えたもの

報 告 第 21号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 16号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	公園事故
損害賠償額	242,413円
事件の概要	令和5年12月16日18時45分頃、姫路市手柄一丁目187番地の浜田公園において、同公園に設置された防球ネットが風でなびき、同番地先の市道手柄113号線を走行中の相手方原動機付自転車に接触し、相手方が転倒し負傷するとともに、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 22号

令和 6年 6月 5日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 17号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	学校事故
損害賠償額	1, 233, 860円
事件の概要	令和元年7月5日10時頃、姫路市東山114番地1の姫路市立糸引小学校のプールにおいて、水泳の授業中に水中を歩行していた相手方が、他の児童との接触により上唇部をプールサイドの縁に強打し、負傷したもの

令和 6 年 6 月 5 日

専決処分の報告について

記

專 決 第 19 号

市長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姬路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告

- 3 住宅名
- 4 事件の概要

上記の者は、市営住宅の入居名義人であるが、再三の指導にもかかわらず、市営住宅内で猫を飼育し、周辺の環境を乱し迷惑を及ぼしている。このため令和6年3月31日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起

するものである。

5 請求の要旨

上記の者について、本件市営住宅の明渡し及び市営住宅の明渡し済みに至るまでの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害金の支払を求める請求